

雇用保険の手続は電子申請で！

電子申請は、従来書面により行っている申請・届出をインターネットを利用して行うシステムです。ハローワークに出向くことなく、自宅やオフィスからインターネットでの申請・届出が可能となります。

電子申請のメリット

24h **いつでも**

夜間、休日など
24時間いつでも手続OK！

**記入ミスや
漏れの防止**

入力チェック機能により、記入漏れ
や記入誤り等のミスを防げます。

時間の節約

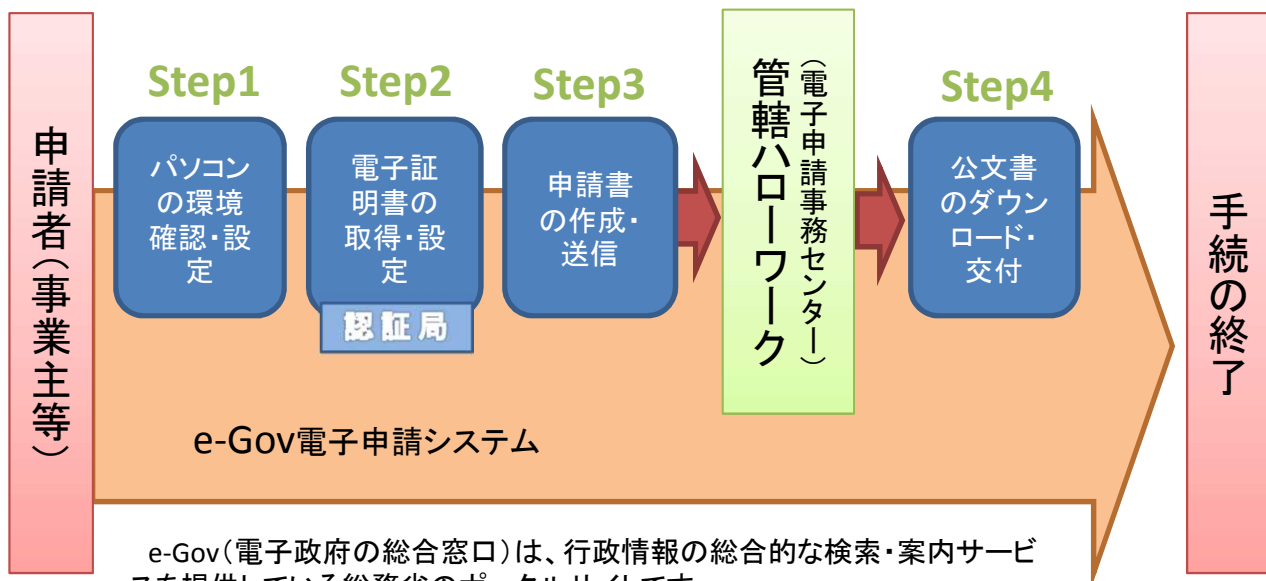
移動時間や待ち時間が無く、
申請・届出の様式を入手する
必要もありません。

**添付書類の
省略が可能**

一定の条件を満たす場合は添付書類
の省略が可能です。
※労働局、ハローワークへ確認してください。

メリット

電子申請の準備から申請・手続終了まで



e-Gov(電子政府の総合窓口)は、行政情報の総合的な検索・案内サービスを提供している総務省のポータルサイトです。

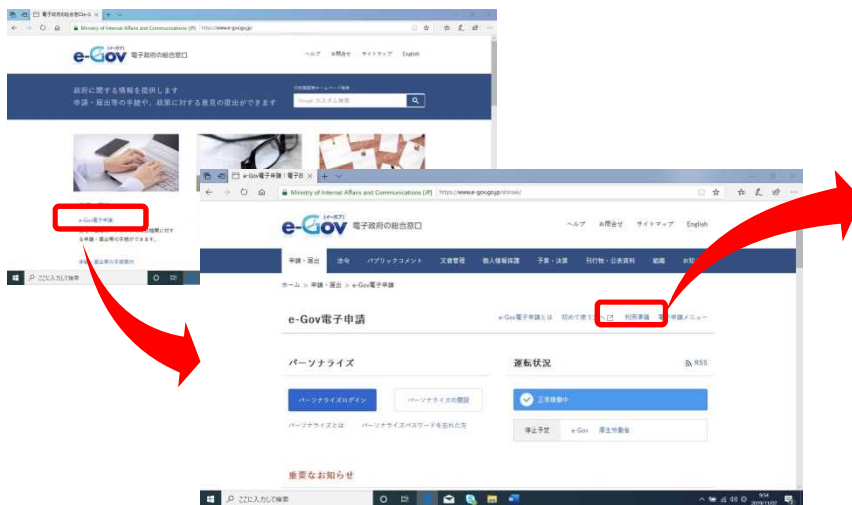
電子申請の窓口でもあり、雇用保険の手続きのほとんどは、e-Govで電子申請することができます。

Step1

パソコンの環境確認・設定

e-Gov電子申請システムのトップページ (<https://www.e-gov.go.jp/>) から、「e-Gov電子申請」をクリックし、次に「利用準備」をクリックし、その手順にしたがって利用準備を行います。

■ e-Gov電子申請システム トップページ画面



■ 利用準備画面



Step2

電子証明書の取得・設定

電子証明書とは、電子申請の際、申請者が送信する電子データに電子的な署名（電子署名）を行って、その真正性を証明するためのもので、書面申請における印鑑証明に相当するものです。電子証明書は、「認証局」とよばれる専門の機関で取得（購入）できます。

■ 事業者（法人・個人）が利用可能な認証サービス

認証局 (取得先)	法務省	日本電子 認証株式 会社	東北イン フォーメ ーション・シ ステムズ株 式会社	株式会社 帝国データ バンク	セコムトラ ストシス テムズ株式 会社	三菱電機 インフォ メーション ネットワ ーク株式 会社	地方公共 団体	株式会社 NTTネオメ イト
認証サー ビス名	商業登記 に基礎を 置く電子認 証制度(電子 認証登記所)	AOSing サービス、 法人認証 カードサー ビス	TOiNX電 子入札対 応認証 サービス	TDB電子 認証局 サービス TypeA	セコムパ スポート for G-IDサ ービス	DIACERT -PLUS サービス	公的個人 認証サー ビス	e-Probatio PS2サー ビス
形式	ファイル	ICカード*	ICカード*	ICカード*	ファイル (ICカードは 終了)	ICカード*	ICカード*	ICカード*
取得金額 (目安)	2,500円～	15,000円 (税抜)～	23,000円 (税抜)～	28,000円 (税抜)～	14,000円 (税抜)～	11,000円 (税抜)～	500円	15,000円 (税抜)～
HPアドレス	http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/	http://www.ninsho.co.jp/	https://www.toinx.net/ebs/info.html	http://www.tdb.co.jp/typeA/	https://www.secomtrust.net/service/ninsoo/forgid.html	http://www.diacert.jp/plus/	http://www.jpki.go.jp/	www.e-probatio.com/
対応状況	法人	法人・個人	法人	法人・個人	個人	法人・個人	個人	法人・個人

※平成28年3月現在、e-Gov電子申請システムで動作確認が取れている認証局（雇用保険関係手続）
電子証明書の取得方法等については、各認証局へお問い合わせください。

電子証明書の取扱いを見直しました

- ①電子証明書を取得していない法人事業主については、**事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書**でも利用が可能です。
- ②事業主が同一企業内に属する責任のある方（労務室長など）の電子証明書を利用する旨の届出書を添付することにより、**事業主が指定した方の個人の公的認証サービスの電子証明書**の利用が可能です。

Step3

申請書の作成・送信

e-Govのウェブサイト上で作成・送信できるほか、民間プログラムソフトを使用して作成・送信する方法などもあります。

■ 電子申請における申請方法の概要

※この他に民間プログラムソフトを利用した「API」申請方式もございます。

	個別申請	連記式申請	一括申請
手続内容	1人につき、1枚の申請書を作成し、申請する方法	複数人の申請書をまとめて1ファイルで作成し、申請する方法	一括申請公開仕様にに基づき作成された申請データを、複数件まとめて申請する方法
申請書の作成方法	e-Govウェブサイト上で作成、送信	申請データを「届出書作成プログラム」でCSVファイルとして作成、CSVファイルをe-Govに取り込み送信	民間プログラムソフト上でデータ作成、データをe-Govに取り込み送信
対象となる手続	電子申請が可能なすべての手続き	雇用保険被保険者資格取得届(連記式) 雇用保険被保険者資格喪失届(連記式) 雇用保険被保険者転勤届(連記式) 雇用保険個人番号登録届(連記式)	(こちらで公開中) https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/collectively/list.html
必要なもの等	電子申請用プログラム等の初期設定(e-Gov上でダウンロード)	電子申請用プログラム等の初期設定(e-Gov上でダウンロード)	電子申請用プログラム(e-Gov上でダウンロード)
	電子証明書(認証局で取得)	届出書作成プログラム(日本年金機構HPで無料ダウンロード)	一括申請対応民間プログラムソフト(有料)
	ICカードリーダー・添付書類読込用スキャナ等	電子証明書(認証局で取得)	電子証明書(認証局で取得) 一括申請用パーソナライズの申込
		ICカードリーダー・添付書類読込用スキャナ等	ICカードリーダー・添付書類読込用スキャナ等

個別申請の手続ページは

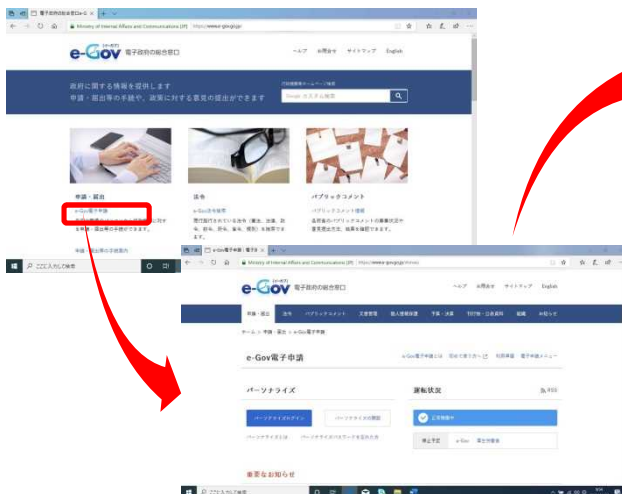
個別申請の手続きページは、e-Gov電子申請システムのトップページから、「e-Gov電子申請」をクリックし、そのページから「申請(申請者・代理人)」をクリックして表示される「手続検索画面」で手続きを検索して表示させます。

主要な申請手続はマニュアルが公開されていますのご活用ください。

(マニュアル公開先アドレス: https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/manual_index.html)

■ 手続検索画面

■ e-Gov電子申請システム トップページ画面



■ 検索結果一覧画面



Step4

公文書のダウンロード・交付

e-Gov電子申請システムのトップ画面から、「e-Gov電子申請」をクリックし、そのページから「状況照会」をクリックして、状況照会画面を表示させて申請の処理状況の確認や公文書のダウンロードができます。

審査が終了した場合などには、メールにより通知があります。

■ e-Gov電子申請システム トップ画面



■ 状況照会画面



■ 状況確認画面



e-Gov電子申請システムの利用方法や、電子政府の総合窓口(e-Gov)ウェブサイトが提供する各種サービスに関するお問い合わせについては、電子政府利用支援センターへお問い合わせください。

ウェブサイト内のお問合せフォーム、または電話にてお問い合わせいただけます。

電子政府利用支援センター: TEL 050-3786-2225

電子申請が可能な手続

電子申請が可能な主な雇用保険手続は下表のとおりです。

電子申請が可能な主な雇用保険手続一覧

雇用保険被保険者資格取得届	雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書
雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付なし)	高年齢雇用継続給付基本給付金の支給申請
雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付あり)	高年齢再就職給付金の支給申請
雇用保険被保険者転勤届	育児休業給付金の支給申請
雇用保険事業主事業所各種変更届	介護休業給付金の支給申請
雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書	

※届出書類の記載方法などの雇用保険に関するお問い合わせは管轄のハローワークをお願いします。